

先進県の課税方式等

資料4

	高知県	岡山県	鳥取県	鹿児島県
1 名称	森林環境税	おかやま森づくり県民税	森林環境保全税	森林環境税
2 課税方式	県民税均等割超過課税	県民税均等割超過課税	県民税均等割超過課税	県民税均等割超過課税
3 条例可決日	平成15年2月県議会可決	平成15年12月県議会可決	平成16年2月県議会可決	平成16年6月県議会可決
4 条例施行日	平成15年4月1日	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日
5 課税対象	・県内に住所、事業所などを有する個人及び法人			
6 納税義務者	・個人県民税及び法人県民税均等割の納税義務者			
7 非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による生活扶助受給者 ・前年所得が一定額に満たない障害者、未成年者、老年者等 			
8 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人：市町村が普通徴収、但し給与所得者は特別徴収 ・法人：法人が県に申告納付 			
9 税率	個人・法人とも500円/年	個人：500円/年 法人：県民税均等割の5%相当額 (1,000円～40,000円/年)	個人：300円/年 法人：県民税均等割の3%相当額 (600円～24,000円/年)	個人：500円/年 法人：県民税均等割の5%相当額 (1,000円～40,000円/年)